



4月1日から**自転車**の交通違反に**青切符**が導入されます

対象年齢は16歳以上!



▲詳しくはこちらから



青切符(交通反則通告制度)とは

一定の交通違反で検挙された場合、期間内に反則金を納付することで、裁判所での手続きに移行することなく手続きが終了する制度です。青切符は、正式には「交通反則告知書」と呼ばれ、自転車の悪質・危険な交通違反があったときは、青切符による処理が行われます。

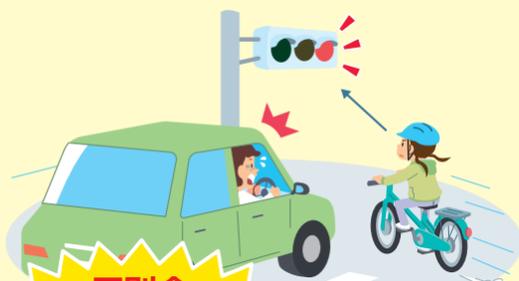
このような違反行為は**反則金**の対象

携帯電話の使用(ながらスマホ)



反則金
12,000円

信号無視



反則金
6,000円

車道の右側通行(逆走)



反則金
6,000円

イヤホン・ヘッドホンの使用



反則金
5,000円

一時不停止



反則金
5,000円

傘さし運転



反則金
5,000円

⚠️ 重大な違反は**赤切符**等の対象です

「飲酒運転」「妨害運転」などの重大な違反をしたときは、交通切符(通称:赤切符)等による刑事手続きで検挙されます。刑事手続きによる処理は、裁判を受ける場合があり、有罪になると罰金や拘禁刑が科せられ、いわゆる「前科」がつきます。

⚠️ 交通事故を起こしたとき

人や物などにぶつかったときは、必ず110番をして、警察官を呼んでください。報告を怠るとひき逃げや当て逃げの犯人となります。



自転車を安全に運転するために

自転車安全利用五則

自転車の交通ルールとして「自転車安全利用五則」があります。自転車の交通違反は重大な事故につながる可能性があるため、ルールを守り自転車を安全・安心に運転しましょう。

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



自転車は自動車と同じ「車両」の一種で、車道の通行が原則です。なお、歩道通行時は徐行を必ず守りましょう。

※図の標識がある場合は自転車の歩道通行可



交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



交差点では必ず信号や一時停止に従って安全確認をして進行しましょう。

夜間はライトを点灯



夜間走行時はライトを点灯して、他の車両や歩行者から見えるようにしましょう。

飲酒運転は禁止



自転車運転者に飲酒をすすめたり、飲酒をした人に自転車を提供した場合も処罰の対象となります。

ヘルメットを着用



自らの安全を守るためにヘルメットを着用しましょう。